用する同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に、「国際物流拠点産業集積地域に」を「同号の第二欄に掲げる区域に」に、「つき同項」を「係る同項」に改め、同項第三号中「第一欄」を「第二欄」に、「経済金融活性化特別地区として指定された地区」を「区域内」に、「第二欄」を「第三欄」に、「第五十五条の二第一項に規定する経済金融活性化計画の同条第五項」を「第五十五条の二第四項」に、「新たに当該経済金融活性化特別地区」を「新たに同号の第二欄に掲げる区域」に、「なつた地区」を「なつた区域」に、「第五十五条の三第一項」を「第五十五条の二第七項」に、「同欄」を「同号の第三欄」に、「その変更」を「当該変更」に、「同条第二項」を「同条第八項」に、「同法第五十五条の二第五項」を「同条第四項」に、「令和四年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、「（当該期間」の下に「（以下この号において「指定期間」という。）」を加え、「より当該経済金融活性化特別地区」を「より同表の第三号の第二欄に掲げる区域」に、「当該期間の」を「指定期間の」に改め、「なつた日までの期間とし、」の下に「指定期間内に」を加え、「同法第五十五条の六第一項」を「指定期間内に同条第十項」に、「同法第五十五条の四」を「同条第九項」に改め、同項第四号を削り、同条第二項第一号中「から第三号までの第二欄」を「及び第二号の第三欄」に改め、同号イ中「ロ及び次号」を「以下この項及び第十項」に改め、同号ロ中「第二欄」を「第三欄」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　法第四十五条第一項の表の第三号の第三欄に掲げる事業　次に掲げるいずれかの規模のもの

イ　一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が五百万円を超えるもの

ロ　機械及び装置並びに器具及び備品で、一の生産等設備を構成するものの取得価額の合計額が五十万円を超えるもの

第二十八条の九第四項を削り、同条第三項中「第二欄」を「第三欄」に、「次項第一号」を「次項第一号イ」に、「計量証明業」を「同条第九号に掲げるガス供給業（次項において「ガス供給業」という。）」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第四十五条第一項に規定する区域の振興に資するものとして政令で定めるものは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める減価償却資産とする。

一　法第四十五条第一項の表の第一号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第三十五条の三第八項に規定する認定産業高度化・事業革新措置実施計画に記載された減価償却資産

二　法第四十五条第一項の表の第二号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第四十二条の二第八項に規定する認定国際物流拠点産業集積措置実施計画に記載された減価償却資産

三　法第四十五条第一項の表の第三号の第一欄に掲げる事業者に該当する法人　当該法人の沖縄振興特別措置法第五十五条の四第八項に規定する認定経済金融活性化措置実施計画に記載された減価償却資産

第二十八条の九第五項を次のように改める。

5　法第四十五条第一項の表の第一号の第四欄に規定する政令で定めるものは、機械及び装置（ガス供給業の用に供されるものにあつては、沖縄振興特別措置法施行令第四条第九号に規定する液化ガス貯蔵設備その他の財務省令で定める機械及び装置に限る。）、構築物（液化したガスを貯蔵し、又は利用するためのもの（製造業又はガス供給業の用に供されるものに限る。）で財務省令で定めるものに限る。）並びに次に掲げるものとする。

一　次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める器具及び備品

イ　製造業、自然科学研究所に属する事業及び電気業　次に掲げる器具及び備品

(1)　専ら開発研究（新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究をいう。）の用に供される器具及び備品として財務省令で定めるもの

(2)　電子計算機その他の財務省令で定める器具及び備品

ロ　道路貨物運送業、倉庫業、卸売業及びデザイン業　イ(2)に掲げる器具及び備品

二　工場用の建物及びその附属設備（ガス供給業の用に供される建物及びその附属設備を除く。）並びに次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める建物及びその附属設備

イ　道路貨物運送業　車庫用、作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ロ　倉庫業　作業場用又は倉庫用の建物及びその附属設備

ハ　卸売業　作業場用、倉庫用又は展示場用の建物及びその附属設備

ニ　デザイン業　事務所用又は作業場用の建物及びその附属設備

ホ　自然科学研究所に属する事業　研究所用の建物及びその附属設備

第二十八条の九第六項中「第二欄」を「第三欄」に、「前項第一号から第三号まで」を「前項第二号イからハまで」に改め、同条第七項中「第三欄」を「第四欄」に、「第五項第一号から第三号まで」を「第五項第二号イからハまで」に、「これらの号に定める」を「それぞれ同号イからハまでに規定する」に改め、同条第二十三項中「第十一項第三号」を「第十六項第三号」に、「第十八項」を「第二十三項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十一項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第十九項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第十一項」を「第十六項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第十八項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第十一項第三号」を「第十六項第三号」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第十七項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十六項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十五項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十四項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十三項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十二項中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十一項中「第四十五条第二項に」を「第四十五条第三項に」に改め、同項第一号及び第二号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項第三号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に、「第十八項及び第二十三項」を「第二十三項及び第二十八項」に改め、同項第四号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第九項中「第四十五条第二項に」を「第四十五条第三項に」に改め、同項第一号中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、「（同項に規定する取得等をいう。以下この項及び第二十二項において同じ。）」を削り、同項第二号から第四号までの規定中「第四十五条第二項」を「第四十五条第三項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第八項中「第四十五条第一項の表の第四号の第二欄」を「第四十五条第二項」に改め、「。以下この条において「旅館業」という。）とし、同号の第三欄に規定する政令で定める建物は、旅館業の用に供する建物（その構造設備が同法第三条第二項に規定する基準に適合するものに限る。）を削り、同項を同条第九項とし、同項の次に次の五項を加える。

10　法第四十五条第二項に規定する旅館業の用に供する設備で政令で定める規模のものは、一の生産等設備で、これを構成する減価償却資産の取得価額の合計額が次の各号に掲げる法人の区分に応じ当該各号に定める金額（法第四十二条の四第十九項第八号に規定する適用除外事業者（以下この条において「適用除外事業者」という。）又は同項第八号の二に規定する通算適用除外事業者（以下この条において「通算適用除外事業者」という。）に該当する法人にあつては、第三号に定める金額）以上のものとする。

一　資本金の額若しくは出資金の額（以下この条において「資本金の額等」という。）が千万円以下の法人又は資本若しくは出資を有しない法人（これらの法人が通算法人である場合には、他の通算法人のうちいずれかの法人が資本金の額等が千万円を超える法人に該当するものを除く。）　五百万円